

告示

埼玉県告示第三百六十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、小島土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成三十年四月六日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住所
理事	小林完次	埼玉県熊谷市妻沼小島二千六百五十五番地一
同	赤石嘉孝	同 同 二千二十七番地
同	澤田和一	群馬県太田市押切町五百九十五番地
同	赤石勝則	埼玉県熊谷市妻沼小島二千二十一番地
同	赤石高造	同 同 二千二十二番地
同	田中初	同 同 千八百六十四番地
同	富岡浩	同 同 九百五番地二
同	遠藤隆男	同 同 二千七百三十七番地
同	田中健夫	同 同 千九百七番地二
同	高橋功	同 同 二千七百三十八番地
同	野村善雄	同 同 二千九百三十二番地十八
同	赤石仁一	群馬県太田市備前島町三百八十七番地一
同	小林正博	埼玉県熊谷市妻沼小島二千七百九十六番地
同	赤石正明	同 同 二千三十一番地
同	野村一夫	同 同 二千七百八十番地
同	新島敏明	同 同 二千三百八十一番地
同	武林英夫	同 同 二千七百九十三番地九
同	野村孝光	同 同 二千六十六番地一
監事	石原英明	同 同 二千七百九十九番地三
同	小平弘正	同 同 二千六百九十七番地
同	小林高	同 同 二千九百三十二番地十三

二 退任

職名	氏名	住所
理事	小林茂太	埼玉県熊谷市妻沼小島千八百七十九番地一
同	小林完次	同 同 二千六百五十五番地一

